

懲戒処分書

氏名 若林正昭

登録番号 3452

事務所 東京都千代田区二番町5番地2麹町駅プラザ901

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無 有

処分内容及び理由の要旨

主 文

平成28年12月1日から1か月の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

司法書士若林正昭（以下「被処分者」という。）は、平成14年2月21日付け登録番号東京第3452号をもって司法書士登録をし、平成15年7月28日、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を取得し、上記肩書地において司法書士の業務に従事している者であるが、遅くとも平成22年4月頃に依頼者から委任されたいわゆる過払金についての債務整理及び相手方貸金業者との和解契約締結を処理するに当たり、同貸金業者に対し、過払金が301万4062円になるとして同額の支払いを請求したり、144万円での和解案を提案するなどの和解協議を行い、同年6月28日頃には、同貸金業者との間で、同貸金業者が依頼者に対し過払金144万円を支払う旨合意して、同過払金を同年8月3日限り被処分者名義預金口座に振り込むとする和解書を作成した上、同月2日、前記和解についての被処分者への報酬等として30万2400円を依頼者から受領し、同月25日頃、過払金返還収入144万円、成功報酬（過払）支出28万8000円などと記載した債務整理清算書を依頼者に送付するなどし、もって民事に関する紛争の目的の価額が140万円を超えるものについて相談に応じ、裁判外の和解について代理したものである。

第2 処分の理由

- 1 第1の事実は、当局及び東京司法書士会の調査等から明らかである。
- 2 司法書士は、訴訟の目的物の価額が140万円の限度内においてのみ相談に応じ、又は裁判外の和解について代理することが認められているところ、被処分者は、過払金が140万円を超えるにもかかわらず、自らの意思で、具体的な金額を提示したり、支払時期・方法を決めたりして、債務整理及び和解に及んでいる上、代理事務に相応する額の報酬を得ているのであって、これは、実質的な代理に他ならず、司法書士法（以下「法」という。）第3条第1項第7号に違反する。
- 3 以上の被処分者の各行為等は、前述の法のほか、東京司法書士会会則第94

条（品位の保持等）及び同会則第113条（会則等の遵守義務）にも反し，法第23条（会則の遵守義務）に違反するとともに，ひいては法第2条（職責）にも違反するものであり，常に品位を保持し，公正かつ誠実に業務を行うべき職責を有する司法書士としての自覚を欠き，国民の信頼を裏切り，品位を著しく失墜させるものであり，厳しい処分が相当である。

4 よって，法第47条第2号の規定により，主文のとおり処分する。

平成28年12月1日

東京法務局長